

宇和奈辺陵墓参考地（ウワナベ古墳）調査に関する協定書

宮内庁（以下「甲」という。）と奈良県（以下「乙」という。）及び奈良市（以下「丙」という。）は、甲が整備工事を実施するために行う事前調査及び乙丙が、濠部分において遺構・遺物の確認のために行う調査（両調査を併せ、以下「本調査」という。）を実施する上で必要な事項について、以下のとおり協定を締結する。

【本調査の範囲】

第1条 本調査の範囲は、現地における遺構・遺物の確認調査、遺物整理作業等内業調査及び調査記録の保管とする。

2 甲、乙及び丙は、それぞれ刊行する報告書の作成まで、互いに協力するものとする。

【本調査の方法】

第2条 甲、乙及び丙は、それぞれが所管する区域について文化財保護法、遺失物法その他関係法令にのっとり調査を実施するものとする。

2 本調査の効率と成果を上げるために、調査区の設定に当たっては甲、乙及び丙が協議するものとする。

【経費の負担】

第3条 本調査に係る経費については、甲が実施する調査に要する経費は甲が、乙が実施する調査に要する経費は乙が、丙が実施する調査に要する経費は丙が負担する。ただし、共同で利用するものに要する経費の負担については、甲、乙及び丙が協議するものとする。

【本調査の公開】

第4条 甲、乙及び丙は、本調査の状況を公開するため、調査期間中に甲、乙及び丙それぞれが必要とする見学会等を開催することができるものとし、その実施に当たっては互いに協力するものとする。

2 見学会等の開催日は、甲、乙及び丙が協議して設定し、広報の方法及び内容についてもあらかじめ協議するものとする。

3 見学会等に要する費用は、その主催者が負担する。

4 見学会等における安全管理等については、その主催者が責任を持って対応する。

【出土品の取扱い】

第5条 本調査によって出土した遺物については、甲、乙及び丙それぞれが法令の定めるところにより取扱うものとする。

2 出土品の整理作業については、甲、乙及び丙それぞれが実施するものとする。

3 整理作業を進めるに当たって互いに協力を必要とするときには、甲、乙及び丙協議の上

協力して実施するものとする。

【本調査記録の保管】

第6条 本調査に係る記録のうち、甲の調査に係る記録は甲が、乙の調査に係る記録は乙が、丙の調査に係る記録は丙がそれぞれ保管するものとする。

2 本調査に係る記録については、甲、乙及び丙それぞれが所要の手続を経た後、互いに使用することができるものとする。

【本調査成果の公表】

第7条 本調査成果の公表については、甲、乙及び丙それぞれが刊行するものとする。

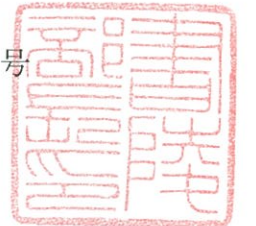
【その他】

第8条 本協定に定めがない事項については、その都度甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名捺印の上各自1通を保有する。

令和2年8月27日

甲 東京都千代田区千代田1番1号
宮内庁
書陵部長 坂井孝行



乙 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県
知事 荒井正吾



丙 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市教育委員会
教育長 北谷雅人

